

関税法施行規則等の一部を改正する省令案要旨

- 1．関税法の一部改正に伴い、特例輸入者の承認を受けようとする者が、関税法その他の法令を遵守するための事項として財務省令で定めることとされている事項を規定することとする。(関税法施行規則第1条の2関係)
- 2．関税法施行令の一部改正に伴い、原産地の認定基準となる一の国又は地域において完全に生産された物品及び実質的な変更を加える加工又は製造を定めることとする。(関税法施行規則第1条の5及び第1条の6関係)
- 3．関税定率法及び関税定率法施行令の一部改正に伴い、入国者が携帯して輸入する物品について、免税の適用範囲を定めることとする。(関税定率法施行規則第2条の4関係)
- 4．関税暫定措置法の一部改正に伴い、新たに特別特惠関税の対象となった品目につき、特惠原産地の認定基準となる実質的な変更を加える加工又は製造を新設する等所要の規定の整備を行うこととする。(関税暫定措置法施行規則第9条及び別表関係)
- 5．その他所要の規定の整備を行うこととする。
- 6．この省令は、別段の定めがある場合を除き、平成19年4月1日から施行することとする。